

## 休眠預金等活用法に関する規定

きらぼし銀行

この規定においては、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」を「休眠預金等活用法」といいます。

この規定において、「各種預金」とは、休眠預金等活用法上の預金等のうち、きらぼし銀行にて取扱う以下の預金をいい、その預金取引を「各種預金取引」といいます。

<各種預金>

当座預金、普通預金、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金、積立定期預金、定期積金、期日指定定期預金、自由金利型定期預金（大口定期）、自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）、変動金利定期預金、総合口座、非居住者円当座預金、非居住者円普通預金、非居住者円定期預金および別段預金

### 1（休眠預金等活用法に係る異動事由）

当行は、各種預金取引について、以下の事由休眠預金等活用法にもとづく異動事由として取扱います。

- (1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる引出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）
- (2) 手形または小切手の呈示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）
- (3) 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）
  - ① 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - ② 預金者が公告前の休眠預金等活用法に基づく通知を受け取る住所地
- (4) 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳（記帳すべき取引がなかった場合を除きます。）もしくは繰越等があったこと。
- (5) 預金者等からの申出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと。（当行が把握することができる場合に限りします。）
- (6) 当座預金規定ならびに預金お取引規定集（外貨普通預金、外貨定期預金および自動継続外貨定期預金を除きます。）にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

### 2（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
  - ① 前条に掲げる異動が最後にあった日

- ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
  - ③ 当行が預金者に対して休眠預金等活用法第3条第2項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
  - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日もしくは異動があった場合は取引日）
  - ② 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止された場合、当該支払停止が解除された日（ただし、次に掲げる支払停止事由を除きます。）
    - A 他店担保による支払停止
    - B 債務保証担保による支払停止
    - C 預金者本人の死亡による支払停止
    - D 破産法による支払停止
    - E 没収保全による支払停止
    - F 第三者請求質権設定による支払停止
  - ③ この預金について、強制執行または国税等滞納処分の対象となった場合、当該手続きが終了した日
  - ④ 法令または法令にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限り。）当該入出金が行われた日または入出金が行われなかったことが確定した日
  - ⑤ 当座預金規定ならびに預金お取引規定集（外貨普通預金および自動継続外貨定期預金を除きます。）にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと、他の預金に係る最終異動日
- 3 （複数の預金を組み合わせた商品（総合口座等）の取引に係る預金の最終異動日等）  
この取引における預金の何れかにおける債権の行使が期待される事由（前条第2項において定める事由をいいます。）が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取扱います。
- 4 （休眠預金等代替金に関する取扱い）
- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者は預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

- (2) 前項の場合、預金者は、当行を通してこの預金にかかる休眠預金等代替金債権の支払いを請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払いを受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、預金者は、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
- ① この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
  - ② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りません。）
  - ③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税等滞納処分（その例による処分を含めます。）が行われたこと
  - ④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者に代わって第3項による休眠預金代替金の支払を請求することを約します。
- ① 当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払業務の委託を受けていること
  - ② この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金代替金の支払を請求すること
  - ③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと
- (5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権が消滅したことに伴い、預金等を解約した場合であっても存続するものとします。
- 5 (通知方法)
- この預金について、第2条第2項に掲げる最終異動日等から9年以上経過した場合、お届けいただいた住所宛にご連絡させていただきます。

以上  
(平成30年5月1日)